

東京都区部におけるひとり親世帯の居住支援の 体制と課題について

Study on the Actual Systems of Support for Housing for Single Parent Families in Tokyo's Wards
and their Issues

金 指 有里佳* 小 池 孝 子** 定 行 まり子***
Yurika KANAZASHI Takako KOIKE Mariko SADAYUKI

日本女子大学大学院紀要
家政学研究科・人間生活学研究科
第 23 号

東京都区部におけるひとり親世帯の居住支援の体制と課題について

Study on the Actual Systems of Support for Housing for Single Parent Families in Tokyo's Wards and their Issues

金 指 有里佳* 小 池 孝 子** 定 行 まり子***
Yurika KANAZASHI Takako KOIKE Mariko SADAYUKI

Abstract Interviews were carried out in 10 wards in Tokyo for the purpose of discovering issues surrounding residential support based on the content of support systems for single parent families in municipalities. As a result, it was found that the main departments providing support to single parent families cooperate with other departments and other regional organizations regardless of their position. We confirmed that residential support will require cooperation with housing departments in the future, and that the use of maternal and child living support facilities is needed to provide a space for single parent families.

Key words: single parent family ひとり親世帯, residential support 居住支援, municipality 自治体, maternal and child living support facility 母子生活支援施設, safety net セーフティーネット

1. 背景と目的

ひとり親世帯数は近年増加傾向にあり¹⁾ (Fig. 1), ひとり親世帯の子どもの貧困率 54.6% は大人が二人以上いる世帯の子どもの貧困率 12.4% と比較しても非常に深刻である²⁾ (Fig. 2)。この実状から、ひとり親世帯への手当、就労、子育てなどの支援が必須であることは明白だが、同様に住居という生活基盤を確保するための支援が不可欠である。近年、高齢者・障害者・ひとり親など住宅確保要配慮者の円滑な住宅確保のために全国各地で居住支援協議会が相次いで設立されていることから^{3) 4)}、住まいの支援の重要性が高まっていると考えられる。

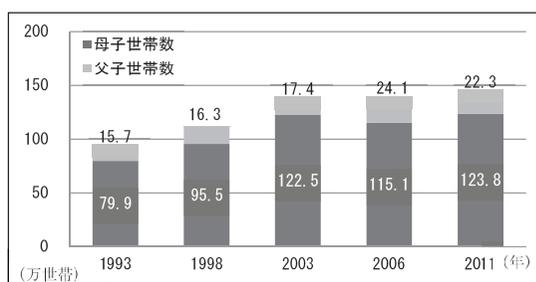


Fig. 1 Transition in the number of single parent families

そこで本稿は、自治体のひとり親世帯の支援体制と支援の取組み内容、現状の居住に関する課題を明らかにし、今後のひとり親世帯の居住支援策の知見を得ることを目的とする。

* 人間生活学専攻 生活環境学専攻
Graduate School of Human Life Science, Division of Living Environment

** 東京家政学院大学
Tokyo Kasei Gakuin University

*** 住居学科
Department of Housing and Architecture

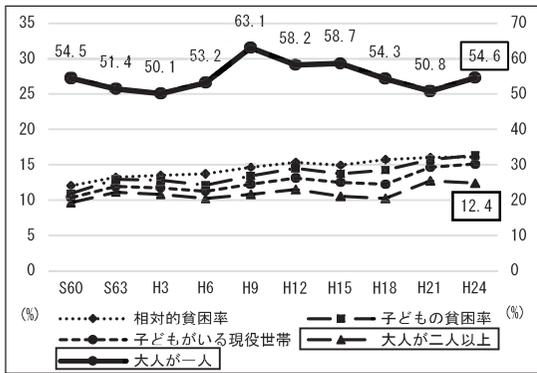


Fig. 2 Transition in the child poverty rate

2. 行政によるひとり親世帯の支援

まず、国及び東京都が行う主なひとり親世帯の支援について取り上げる。

2-1. 国が定める支援施策

(1) ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

内閣府では、子どもの貧困対策会議にて「すくすくサポート・プロジェクト」(2015年12月21日会議決定、2016年2月23日愛称決定)として、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト」の2つの支援施策を定めた⁵⁾。ひとり親世帯の支援策は、前

者の施策に基づいて実施される。その施策には大きく6つの分野がある⁶⁾(Fig. 3)。「⑤住まいを応援」に関しては、ひとり親家庭等への住居確保の支援とされ、公的賃貸住宅の支援の拡充、空き家の活用促進、転居を希望する場合のひとり親家庭支援施策の情報提供、住宅確保給付金の支給を定めている。地方公共団体は、この国の基本方針を踏まえて自立促進計画を策定する。

(2) 居住支援協議会

国土交通省は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき、居住支援協議会の設置を定めた³⁾。概要をFig. 4に示す。居住支援協議会は、ひとり親家庭、高齢者、障害者、などの民間賃貸住宅入居の支援を推進する組織であり、国が協議会活動費を補助する。平成28年4月27日現在、47都道府県及び14の区市町(北海道本別町、山形県鶴岡市、東京都江東区、豊島区、板橋区、八王子市、調布市、岐阜県岐阜市、京都府京都市、兵庫県神戸市、福岡県北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市)の計61の自治体が設置している⁴⁾。

(3) 生活困窮者自立支援制度

厚生労働省では、生活困窮者救済のために、2015年4月1日に生活困窮者自立支援法を施行し、生活困窮者自立支援制度を開始した^{7) 8)}(Fig. 5)。支援事業は大きく6つに分けられ、自立相談支援事業と住居確保給付金の支給は必須事業、その他は任意事業である。住居確保給付金の支給は、前出の(1)「⑤

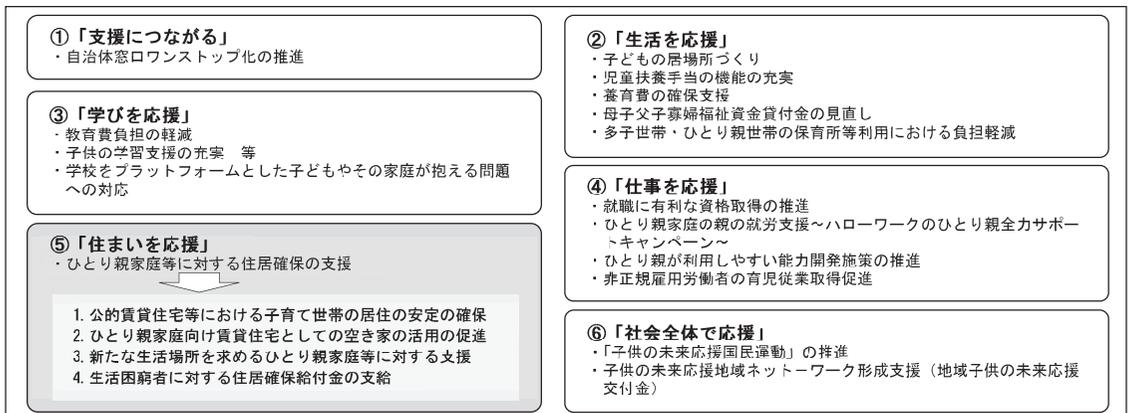


Fig. 3 Summary of self-reliance support projects for single parent and multiple child families

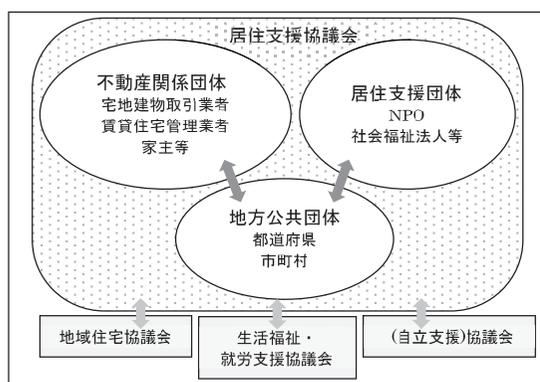


Fig. 4 Summary of council for support of residence

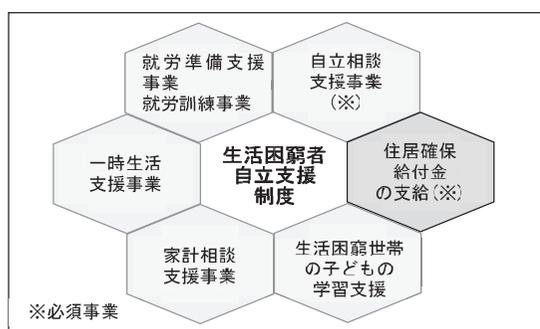


Fig. 5 Summary of system of self-support for persons in need

住まいを応援」でも触れたように、生活に困窮するひとり親世帯も含まれる。

2-2. 東京都が定める支援施策

東京都では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画として、「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）」（平成27年度～平成31年度）⁹⁾を策定した。その具体的な支援施策をTable 1に示す。

ひとり親家庭を含む事業と限定している事業があり、施策分野は「相談体制の整備」「就業支援」「子育て支援・生活の場の整備」「経済的支援」「市町村の取組みの支援」の5つに分かれている。ひとり親家庭に限定した施策は、「相談体制の整備」「就業支援」「経済的支援」の半分以上と、「子育て支援・生活の場」のホームヘルプサービス、子どもの学習支援、都営住宅の優先入居、母子生活支援施設に関する支援である。

Table 1 Support policies for single parent families in Tokyo

1. 相談体制の整備	
○東京都ひとり親家庭支援センター事業	
○母子父子自立支援員の資質向上	凡例
○ひとり親家庭等生活向上事業	●ひとり親家庭を含む
●子ども家庭支援センター事業	○ひとり親家庭に限定
●生活困窮者自立相談支援事業	
●配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	
2. 就業支援	
○東京都ひとり親家庭支援センター事業	
○在宅就労推進事業	
○母子家庭父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	
○母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	
○母子父子自立支援プログラム策定事業	
○ひとり親家庭相談窓口強化事業	
○母子家庭の母等に対する職業訓練	
●生活保護受給者等就労自立促進事業	
●東京しごとセンター事業	
●保育付き職業訓練	
●育児離職者向け能力開発訓練	
●女性の再就職に対する緊急対策	
3. 子育て支援・生活の場の整備	
○ひとり親家庭ホームヘルプサービス	
●通常保育事業	
●夜間保育事業、延長保育事業、休日保育事業	
●病児保育事業	
●子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	
●一時預かり事業	
●ファミリーサポート・センター事業	
●学童クラブ事業	
●放課後子ども教室	
●出産・子育て応援事業（ゆりかご・とぎょう事業）	
●地域子育て支援拠点事業（子育て支援事業）	
●利用者支援事業	
●生涯を通じて女性の健康支援事業	
●子育てスタート支援事業	
●乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん事業）	
●養育支援訪問事業	
●要支援家庭を対象としたショートステイ事業	
●要支援家庭の早期発見に向けた取り組み	
○ひとり親家庭の子どもの学習支援	
●生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習支援	
●受験生チャレンジ支援貸付事業	
●被保険者自立促進事業	
○都営住宅の優先入居	
●居住支援協議会	
○母子生活支援施設の支援力の向上	
○母子生活支援施設の施設整備	
○施設に入所する子どもの自立支援の充実	
○母子緊急一時保護事業	
4. 経済的支援	
○児童扶養手当	
○児童育成手当	
○母子及び父子福祉資金貸付	
○ひとり親家庭等医療費助成	
○自立生活スタート支援事業	
○自立援助促進事業	
●受験生チャレンジ支援貸付事業（再掲）	
●被保険者自立促進事業（再掲）	
5. 市町村の取組みの支援	
●子ども家庭支援区市町村包括補助事業（ひとり親家庭のしおり作成、父子家庭への相談支援充実、スタッフファミリーへの相談支援、親子のみれあい事業など）	

住居についての施策は、都営住宅の優先入居、居住支援協議会、母子生活支援施設に関する4つの施策である。

2-3. 行政から各自治体への施策の展開

国のひとり親世帯の支援は、子どもの貧困対策や生活困窮の側面からも推進されている。東京都は国の基本方針に沿って自立促進計画を策定し、全施策

の半数近くをひとり親世帯に限定した施策としている。

次章からは、東京都の自立促進計画が自治体ごとのように展開されているのか、支援の取組みを明らかにすることを試みる。

3. 研究内容

3-1. 先行研究と本稿の位置づけ

本稿は先行研究¹⁰⁾(Table 2)の継続的研究である。先行研究では、1都3県の区・市部にひとり親世帯の支援の実態と課題についてアンケート調査を実施し、調査結果より、ひとり親世帯の住まいの相談は全体の3番目に多いことなどが明らかになった。

そこで本稿では、そもそも自治体がどのような体制でひとり親世帯の支援を行っているか支援の連携体制を明らかにし、具体的な支援の取組みとその実態から、今後の居住支援の課題を見出すことを目的とする。

また本稿は、母子世帯の住居の一つとして、児童福祉施設である母子生活支援施設¹¹⁾にも注目する

(Table 3)。母子生活支援施設は、母子を保護し自立して生活を送れるよう就労や子育て、精神的ケアなど様々な支援を行う。DV被害による入所が約半数で、入所期間は概ね2年と定められている。

3-2. 調査概要

調査対象を Fig. 6, 調査内容を Table 4 に示す。本稿は、先行研究のアンケート調査で回答を得た東京23区中17区にヒアリング調査を依頼し、承諾を得た10区を対象に各区役所へ出向き1時間程度ヒアリングを行った。回答者は先行研究のアンケート調査と同様、ひとり親世帯の支援を主に行う部署でひとり親の相談を受ける担当者である(以下、「母子担当」とする)。内容は、ひとり親世帯の支援体制や必要と思われる支援、さらに住居の確保の実態などである。なお、いずれの区にも母子生活支援施設が1カ所以上設置されている。

Table 2 Preceding studies

項目	アンケート調査概要																																				
目的	自治体におけるひとり親世帯の生活支援の実態と課題を明確化し、住まいを中心に今後の支援の在り方を考察する。																																				
対象	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の区・市部 (145ヶ所) (子育て支援課等のひとり親世帯の支援を主に行う部署)																																				
方法	郵送によるアンケート調査票の配布																																				
期間	2015年10月13日(火)～2015年12月24日(木)																																				
調査項目	1. ひとり親世帯の基礎情報、児童扶養手当受給者数等 2. 支援内容、ひとり親世帯の課題等 3. 住宅確保の実態、居住のセーフティーネットの取組み等 4. 母子生活支援施設の施設概要、入居理由、必要性等																																				
回答数	93/145票 (64.1%) 東京：34/49票 (69.4%) 神奈川：14/19票 (73.7%) 千葉：25/37票 (67.6%) 埼玉：20/40票 (50.0%)																																				
<p>調査結果(抜粋) <ひとり親世帯からの相談内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談内容</th> <th>該当するもの (%)</th> <th>特に多いもの (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①就労</td><td>71.3%</td><td>11.5%</td></tr> <tr><td>②資格取得</td><td>70.1%</td><td>6.9%</td></tr> <tr><td>③手当</td><td>65.5%</td><td>32.2%</td></tr> <tr><td>④住まい</td><td>77.0%</td><td>4.6%</td></tr> <tr><td>⑤子育て支援</td><td>58.6%</td><td>5.7%</td></tr> <tr><td>⑥子どもの問題</td><td>50.6%</td><td>6.9%</td></tr> <tr><td>⑦健康面</td><td>37.9%</td><td>2.3%</td></tr> <tr><td>⑧DV被害</td><td>51.7%</td><td>4.6%</td></tr> <tr><td>⑨虐待</td><td>31.0%</td><td>2.3%</td></tr> <tr><td>⑩日常生活</td><td>47.1%</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>⑪その他</td><td>25.3%</td><td>3.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>n=92 (複数回答) 0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>		相談内容	該当するもの (%)	特に多いもの (%)	①就労	71.3%	11.5%	②資格取得	70.1%	6.9%	③手当	65.5%	32.2%	④住まい	77.0%	4.6%	⑤子育て支援	58.6%	5.7%	⑥子どもの問題	50.6%	6.9%	⑦健康面	37.9%	2.3%	⑧DV被害	51.7%	4.6%	⑨虐待	31.0%	2.3%	⑩日常生活	47.1%	3.4%	⑪その他	25.3%	3.0%
相談内容	該当するもの (%)	特に多いもの (%)																																			
①就労	71.3%	11.5%																																			
②資格取得	70.1%	6.9%																																			
③手当	65.5%	32.2%																																			
④住まい	77.0%	4.6%																																			
⑤子育て支援	58.6%	5.7%																																			
⑥子どもの問題	50.6%	6.9%																																			
⑦健康面	37.9%	2.3%																																			
⑧DV被害	51.7%	4.6%																																			
⑨虐待	31.0%	2.3%																																			
⑩日常生活	47.1%	3.4%																																			
⑪その他	25.3%	3.0%																																			

Table 3 Summary of maternal and child living support facilities

施設数：全国247ヶ所 定員：4,936世帯 現員：3,542世帯 運営：公設公営、公設民営、民設民営 (平成26年10月時点)
目的 母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設」(児童福祉法第38条)である。児童(18歳未満)及びその保護者(配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子)が対象であるが、児童が満20歳に達するまで在所させることができる。



Fig. 6 Districts where interviews were conducted

東京都区部におけるひとり親世帯の居住支援の体制と課題について

Table 4 Outline of survey

No	日程	調査区	ヒアリング対象部署	施設数	ヒアリング調査項目
1	2016/7/13	足立	福祉部 親子支援課・政策経営部子どもの貧困対策	1	1. 支援のニーズの把握、実態調査の有無 2. 支援体制、連携・協働体制 3. 法定事業でない独自の支援策 4. 不足している支援、これから行う支援 5. ひとり親世帯の支援施策利用の実態 6. ひとり親世帯の住居確保の実態 7. 母子生活支援施設について 8. 子どもの貧困対策、居場所づくり
2	2016/7/22	豊島	子ども家庭部 子育て支援課子ども家庭・女性相談グループ	1	
3	2016/7/22	荒川	子育て支援部 子育て支援課ひとり親女性福祉係	1	
4	2016/8/9	新宿	子ども家庭部 子ども家庭課	2	
5	2016/8/15	墨田	保健福祉部 生活福祉課相談係母子担当	3	
6	2016/8/16	渋谷	子ども家庭部 子ども青少年対策課	1	
7	2016/8/22	目黒	子育て支援部 子ども家庭課子ども家庭係	1	
8	2016/8/29	江戸川	子ども家庭部 児童女性課保護係	1	
9	2016/9/1	杉並	保健福祉部 子育て支援課ひとり親家庭支援担当	1	
10	2016/9/1	港	子ども家庭支援部 子ども家庭課家庭相談担当	1	

4. 自治体によるひとり親世帯の支援

携」では、子どもや子育てを中心に取組んでいる。

4-1. 支援の体制

(2) 支援体制と母子担当の立ち位置

支援の連携先と内容を一覧化し、また各自自治体のHPも参照しながら¹²⁾、母子担当の立ち位置を図式化することを試みた。

支援体制図を Fig. 7 に示す。10 区の体制を大き

(1) 様々な連携機関と連携内容

Table 5 Support cooperation partners

全区より挙げられた連携先を Table 5 に示す。様々な部署、子どもや就労に関する関係諸機関、地域住民との連携もみられる。

庁舎内で連携している主な担当・係	
住宅	自立支援
生活福祉	保育
就労支援	高齢者
生活保護	戸籍
地域振興	手当・医療
主な連携機関	
子ども家庭支援センター	児童相談所
福祉事務所	保育所
ハローワーク	学童保育所
女性センター	教育委員会
母子生活支援施設	裁判所
宿泊所	警察
保健所	民生委員、主任児童委員
医療機関	地域住民

具体的な連携内容は Table 6 のとおりで、主な連携は「◆全庁的な支援の連携」「△連携先との繋がり」「■各担当が行う支援」「▽住宅関連の連携」として示している。7 区が該当する「◆全庁的な支援の連

Table 6 Concrete cooperation

(◆全庁的な支援の連携 △連携先との繋がり ■各担当が行う支援 ▽住宅関連の連携)

足立	◆子どもの貧困対策実施計画「未来へつなぐあちろプロジェクト」(平成 27 年度～平成 31 年度) ・ひとり親の施策も含み、コンセプトを「つなぐ」(情報、ひとり親同士の繋がり)として、区全体の関連課で連携し 2016 年から本格的に開始 2016 年度「子どもの貧困対策担当」の部署を設け ・福祉や教育の他、街づくりや公園を担当する課などにも子どもの貧困問題を理解してもらえれば不要な部署になる
豊島	△ひとり親の支援を行っていることが関係機関に周知され始め、ひとり親に関する会議に全部出席できるようになり、他の担当から繋いでもらえるようになった 子どもの貧困対策の担当はまだ定まっておらず色々な部署で行っている
荒川	◆就労支援会議や予防対策地域協議会などへの参加 ひとり親世帯について全て担当しているため人数が足りず、多忙で相談に真摯に寄り添える余裕がない、課題を一緒に解決できる組織的な体制がない ▽住宅については公営住宅の担当があるのみ、高齢者向けは高齢者の担当が支援をしており、ひとり親世帯にも高齢者と同様に支援したいが余裕がない ▽住宅相談や住み替え相談は住宅課が担当しているが、ひとり親が住宅課に行くことはほぼない(区民、区営、都民住宅の場合のみ) 地域の町会や民生委員などが子どもの支援に積極的で、子ども食堂なども地域住民で行っている
新宿	母子生活支援施設では、数年前から地域の学生などがボランティアで施設を退所した子どもの学習支援をしている ◆2015 年から「子どもの貧困対策検討連絡会議」を行っている(子どものケアを充実、地域と一緒に考える、区民が自主的に行う活動を支援する、の 3 本柱) 手当などを担当する子育て支援課が元々同フロアにあったが、同課に訪れる生活保護受給者との関係で別フロアになっている
墨田	▽住宅課にひとり親が行くことはほとんどなく(区民、区営、都民住宅の場合のみ)、当課に来てもらえれば住まいについても対応する ◆窓口課ではDV避難の女性のために支援措置ができる
渋谷	◆子ども家庭支援センターを中心とした様々な部署との連携会議を月 1 回行う ◆生活福祉課で生活保護、生活保護手前の自立支援窓口があるため、所得の低い最低限の相談を受けることがあまりない ▽ひとり親には、保育所について保育課、住宅について福祉部管理課を紹介する(基本的にこの 3 か所に相談に行くことになる) ▽住宅を探している場合は不動産屋の紹介をしている住宅課を紹介するが、都営住宅の申込書は当課にも置いている
目黒	◆様々な部署と関係者会議を開いている △地域の民生委員、主任児童委員、地域住民の通報等から区に情報が上がり、地域で埋もれた母子世帯をピックアップできる体制がつけられている △基本的に 1 フロアでひとり親が行くべき窓口が完結し(戸籍住民課、手当医療課、子ども家庭課)、生活福祉課から繋がってこくこともある
江戸川	虐待や保育所の担当と同じ部署のための連携がしやすい ◆子どもの貧困対策では高齢者や生活保護の福祉部門とも連携している ◆生活困窮者自立支援制度による相談窓口を生活保護の窓口へ委託して設け 3 か所設けて対応している ◆離婚届提出の際に当課に案内されるようにし、「ひとり親家庭のしおり」をもとに制度や手当、付随するサービス、住宅などを案内している △子ども家庭支援センターは様々なひとり親世帯の支援制度の紹介、3 箇所の福祉事務所では主に相談とケース対応を担当している ◆ひとり親が手当の手続きだけで帰らないように、手当の担当が「ひとり親家庭のしおり」を渡し、子ども家庭支援センターに寄ってもらえるように連携している
杉並	子ども家庭支援センターでは、地区担当のケースワーカーが同じ部屋にいたため連携しやすい △地区担当の保健師と連携する場面も多く、保健師での検診がきっかけで子ども家庭支援センターに繋がることもある ◆全庁的「要保児童対策地域協議会」という地域のネットワークを立ち上げ、児童虐待や養育困難な家庭に支援をしている
港	△子ども家庭支援センターが保健所内にあり保健所や医療機関から繋がることもある

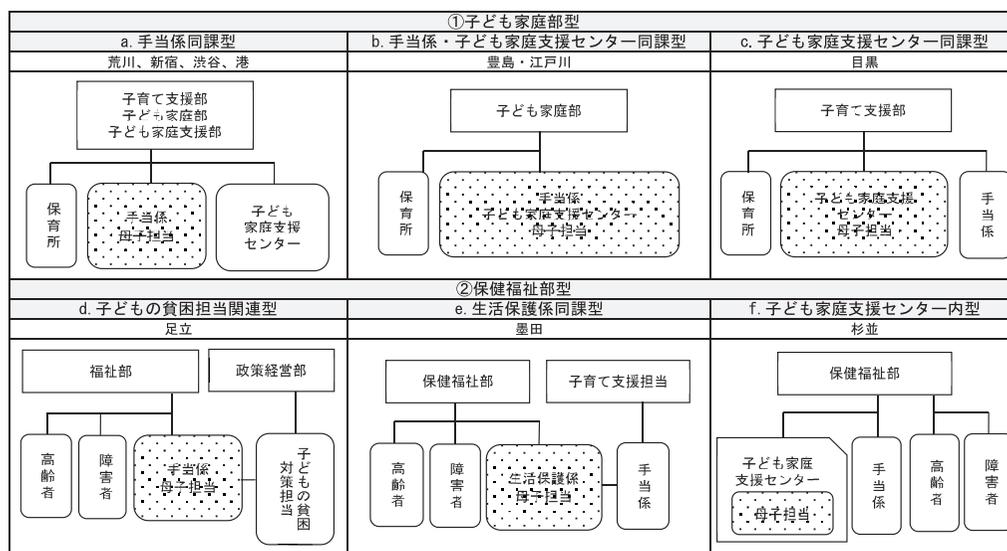


Fig. 7 Structure of support in districts

く分類すると①子ども家庭部型と②保健福祉部型の2種類になり、さらに担当課でみるとa～fの6種類に分けることができた。最も多い体制は4区が該当するa. 手当係同課型となった。以下、各パターンについて母子担当の立ち位置をみる。

①子ども家庭部型

保育所等と同じ子育てに関する部署に配置され、3種類に分けられる。

- a. 手当係同課型：手当係と同じ課に配置され、保育所や子ども家庭支援センターの担当課と横並びの関係にある。
- b. 手当係・子ども家庭支援センター同課型：手当係及び子ども家庭支援センターと同じ課に配置されている。
- c. 子ども家庭支援センター同課型：子ども家庭支援センターと同じ課に配置され、保育所や手当の担当と横並びの関係にある。

②保健福祉部型

高齢者や障害者と同じ福祉関係の部署に配置され、3種類に分けられる。

- d. 子どもの貧困担当関連型：手当係と同じ課に配置され、高齢者や障害者の担当課と横並びであり、かつ、子どもの貧困対策担当と繋がっている。
- e. 生活保護係同課型：生活保護係と同じ課に配置され、高齢者や障害者の担当課と横並びであり、手

当係と部が異なる。

- f. 子ども家庭支援センター内型：手当係と同じ課に配置され、高齢者や障害者の担当課と横並びであり、かつ、子ども家庭支援センターの建物内に配置されている。

4-2. 体制と連携内容の関連性

①子ども家庭部型と②保健福祉部型では、支援の連携内容に特徴が見られないことから体制との関連性はないと考えられる。母子担当は必要に応じて住宅課を紹介するなど住居の支援についても連携をとっている。

4-3. 支援の取組み内容

支援の取組みを整理すると、主に子ども・子育て、就労の2点に分けられる (Table 7)。この結果につき、前出の2-2の東京都の支援施策との比較を試みる。

(1) 子ども・子育て

特に子どもの学習支援や、前出の2-2の支援施策にある妊娠期からの切れ目のない支援として「出産・子育て応援事業」(ゆりかご・とうきょう事業)に則った母親への支援などが行われている。

(2) 就労

ひとり親世帯に限定した給付金事業の支給金額の割増や支給期間の延長を独自に行い、また就労相談

東京都区部におけるひとり親世帯の居住支援の体制と課題について

Table 7 Support content

区	子ども・子育て	就労
足立	中学生対象の居場所を兼ねた学習支援	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ・平成27年度から独自で支給期間を国の2年から4年に延長
豊島	ゆりかご・しま ・出産祝い品としておもちゃを贈る、手続き時に母親と面接をする ひとり親世帯対象の学習支援「まなび舎エール」 平成28年度に関連課との共同事業で業者委託し開始	区役所内にハローワークの出張窓口「ワークステップ豊島」を設置 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・平成27年9月度から区独自で支給額を上乗せして開始
荒川	ひとり親世帯へのメッセージの発信を検討中	
新宿	ひとり親世帯を支援する「平成28年度生活向上支援事業」を開始 ・ひとり親世帯を対象とした相談会、講演会の実施 ・妊娠期からの切れ目ない支援の充実「ゆりかご・しんじゅく」 「新宿区子ども未来基金」平成28年4月～ ・子どもの育ちを支援する区民の自主的活動に助成	・ひとり親家庭支援ガイドの作成
墨田	ひとり親の支援一覧表を配布（子ども家庭支援センターにも設置） ランドセル預かり ・学童保育に入れない子どもが児童館でランドセルを預けて過ごす 保育所と異なり、小学生になると20時や21時まで預かり先がない	フルタイムで働かなければ母子世帯は生活していけないことをわかってもらえない、生活保護を受けて長時間しか働かない人もいる、意識の違いが難しい
渋谷	学習支援「まなび～」 ・区内の小学生全員を対象に各学校で実施 ひとり親世帯の方が共働き世帯より保育所入所のポイントが高い	高等職業訓練促進給付金事業 ・区独自で支給額を10万円上乗せしている、問い合わせも多い 専業主婦で離婚した場合など、貯蓄が無い場合の支援が課題
目黒	4種類の学習支援(当課、生活困窮の担当、児童館、NPO法人) ・ひとり親世帯の小学生対象の「子ども未来応援塾」(業者委託)	自立支援教育訓練促進給付金講座の受講料の支給額を40%～60%に割増 高等職業訓練給付金(対象資格10種類)の支給期間を2年から3年に延長 子ども家庭支援センターで月1回マザーズハローワークの担当者が質問回答 施設の母親へのハローワークの紹介(一般のひとり親にはこれから) ひとり親を雇用する企業に助成金が出る仕組みがあればよい
江戸川	子どもの病児病後児保育は、特に一時保育、病児保育は事前登録制の場合もあり、支援の希望が多い 「ひとり親家庭学習支援事業」平成28年度～ ・家庭教師型(業者委託)、学習塾型(NPO法人主催) ひとり親家庭等ホームヘルパーサービス ・利用期間を申込み後3年間から未卒の小学校入学前まで延長 中学3年生対象の学習支援	ひとり親相談室「すずらん」平成28年6月～ ・当課と子ども家庭支援センター内に設置し委託で主に就労支援 自立支援プログラム策定事業 ・平成28年度から開始し正規で2名就職
杉並	港区家庭相談センターで相談受付、ひとり親家庭支援事業を案内 子どもの貧困問題(子どもの未来応援塾案)を考案中 生活保護世帯は高校生まで塾代をフォロー 保育所を80数カ所まで増設	非常勤のひとり親自立支援プログラム策定員(就業支援専門員兼務)1名を配置
港		生活困窮者のためハローワーク併設の「港区生活・就労支援センター」を設置

Table 8 Housing

区	公営住宅	民間賃貸住宅	その他
荒川	公営住宅の締切りや申込みを母親に伝えている 多くの母子世帯が子どもの保育所や学校など生活拠点が変わらないようにエリアを限定して応募するため、当選しない	皆が保証人を立てられるわけでないため、ひとり親世帯の民間賃貸住宅の保証会社利用費を負担したい	昔のように都営住宅の一部を提供する母子アパートの復活を望む 土木関係の部署で空き家対策を進めているが、生活困窮者、高齢者やひとり親等に繋げ立てる話は今のところない
新宿	希望者に公営住宅募集の案内の手紙を出している 新宿区の都営住宅の募集はわずか区内にこだわると当選は難しいため、当選しやすい地域を勧めますが、友人や職場、保育所の関係で希望しない	住まいに関する相談は多く、民間賃貸住宅は家賃が高いため住宅費を負担する余裕があるかなど経済的な相談を受ける	地域での支援が充実しているため区内から出られない、子どもの発達を理解してくれない学校が他区ない、などの事情で区内に留まることもある
墨田		区内は他区より安くとも最低7万はするため住宅手当があるとよい 生活保護世帯は住宅扶助の範囲内での住宅探しが大変	スカイツリーが建設されたことで区内の家賃が上がって区外からの転入も増え、低収入の世帯は住みにくくなった
渋谷		渋谷区は家賃が高く、元々高家賃の住宅に住んでいた場合は転居が大変 区内には広い住宅がないため、母子世帯は結局区外に出なければ住宅を確保できない	渋谷区に住み慣れてしまうと他の生活レベルが低く見えて他区に出るの嫌になるようだ
目黒	問題無く生活できると思われる母子世帯には多摩地域の都営住宅も勧めますが、結局近隣区を希望する 公営住宅の事故物件も当選倍率は数百倍になる	生活保護でもそうでなくも区内に住むのは難しい 住宅課で民間賃貸住宅の「ファミリー世帯家賃助成」を行っている	保育所が足りないため、土地があれば住宅ではなく保育所をつくる方針
江戸川		「ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成」(立ち退きを求められているひとり親への助成) ・7世帯に子どもが18歳に達するまで区で家賃を助成している(毎年計170万円)が、その金額で各ひとり親世帯への敷金の補助や不動産業者による住宅の斡旋をする方が有効と考えられ、現在ひとり親、高齢者、障害者の担当で制度の見直しを検討している	区内から出たがらず、引っ越しをしてもDV被害に遭った元の住まいの近くに住む
杉並	区内から離れた都営住宅については全く考えず区内にこだわる	家賃補助の要望はあるが現在その予定はない 民間賃貸住宅の保証会社の紹介を行っている 子どもの保育所や学校を変えないよう区内で住宅を探すも収入の面で非常に厳しい	居住支援協議会の設立を検討している 住宅困窮はひとり親世帯に限らず障害者や高齢者等の社会的弱者全体への対応が必要で、特化した支援は難しい 地方への母子世帯の移住(住宅、職場、保育所が完備)の事例のように、区の提携自治体で住宅と仕事をセットで用意できればよい 専業主婦だった場合は特に母子世帯になって今までの生活レベルを下げたくないようだ
港		「ひとり親家庭民間住宅斡旋事業」(立ち退きを求められている場合などのひとり親への助成) ・条件に合致する人がおらず実績がほぼない 住まいの相談の多くは家賃滞納の件で、転宅資金もないため結果的に施設や宿泊所を案内する	区営住宅のあり方検討会でひとり親、高齢者、障害者の利用について民間住宅斡旋事業と合わせて検討している 低所得世帯はひとり親ばかりではないため特化した支援は難しい

に対応可能な窓口の設置とその強化などに努めている。

4-4. 東京都の施策と自治体の支援の取組み

各区は東京都の支援施策に沿い、独自の追加内容を加えて母親と子どもそれぞれの支援に取り組んでいることを確認できた。

4-5. 居住支援の取組みと実態

母子担当の居住支援の取組みを、住居と母子生活支援施設の側面から把握する。

(1) 住居

Table 8 に、公営住宅、民間賃貸住宅、その他の3

つの項目に分けて示した。

公営住宅に関しては回答のあった全区が、ひとり親世帯がエリアを絞って都営住宅に申し込むため当選が困難になっていることを挙げている。民間賃貸住宅について特徴的な点は、立ち退きを求められた場合の新たな住居の家賃を助成する制度について、該当者が少ないことである。その他については、居住支援をひとり親世帯に限定せずに高齢者や障害者も同様に支援が必要という回答を得た。また、都内の高家賃の物件に住んでいた場合は、生活レベルを下げることに抵抗があるという実態もみられた。

(2) 母子生活支援施設

Table 9 に、施設の現状、退所後の住居、その他

Table 9 Maternal and child living support facilities

区	施設の現状	退所後の住居	その他
足立	単独施設で入所者のみ利用している	子どもの学校を变えず慣れた地域で暮らしたいため退所後は施設近くで自立する世帯が多い	
豊島	入所者が減っているため(20世帯中14世帯が入所)、別の利用の仕方を検討する	施設を出たくて無理に民間賃貸住宅移った世帯から全然家賃が払えていないなど聞く	施設の入所までいかない母子世帯が入れるような別の施設があるとよい 区民からの声に産後ケアが上がっているため施設の空室を利用し産後ケア事業を行いたい 虐待で親子を引き離さなければならない場合やリフレッシュが必要な場合に、施設でショートステイを行いたい
荒川	20世帯中16世帯が入所 保育所併設、ショートステイを行っている DV避難による他自治体への受入れと送出しがあり、受入れは2部屋ある	退所時期に施設近隣に住めない場合は、諦めるか足立区のような他区を選ぶこともある 民間賃貸住宅よりも公営住宅への転居が多い	民間賃貸住宅探しが難しいため、ソフトランディング的な施設がほしい
新宿	希望者が多く常に満室 主な入所理由は子育て不安や住宅困窮 実家と縁が切れてしまっている人は、施設が第二の実家のようになり退所後も訪ねている	施設近隣の民間賃貸住宅は、家賃が非常に高く住居を見つけるのは大変 場合によって実家に帰る人もいる 施設近隣の保育所に通っていない場合もあり、必ずしも施設近隣に住むわけではない	
墨田	各施設の緊急一時保護の部屋は施設同士で連携しながらうまく利用している 緊急一時保護後は23区の宿泊所を利用している 施設のない他自治体から入られる部屋が不足 広域連携で他自治体へ送り出せるように予算を確保している DV避難の他、母親の精神疾患や子どもの障害など母子に問題のある世帯の利用が増えている 入所した子どもは職員と触れ合い信頼できる大人がいることを知り、退所後の方が相談に来る	母親1人では子育てや引越しが大変なため、施設を出たくない人が多い 都営住宅の当選以外の退所は難しく、施設に入所しても退所先がない 子どもが1人の2人世帯は、特に都営住宅の募集が少なく当選が非常に困難	母子世帯には生活保護の前にまず施設を紹介する 施設を新たに建替える際は、上階が退所後のステップハウス、下階が施設としたい 施設は子育てのノウハウがあるため、外部からの入口をつくり子どもも勉強会や地域のカウセンリングなど地域の人を招きたい
渋谷	16世帯中15世帯が入所 他区からの入所はあまりなく、基本的に渋谷区に住民票があることが原則 施設の入所希望者が多く、あまり2年を超えて入居できないため住宅の支援が必要	区内の都営住宅に申し込むが当選しない 子どもの学校などの都合で、施設を出ても皆施設近隣に引越している 施設から区内の民間賃貸住宅に転居した世帯に月1万の家賃補助を行っている	
目黒	2016年4月以降の入所がなく11月末までに20世帯中5世帯になる見通し 実家が目黒区の世帯は多い 全員DV避難による入所、広域連携先の他自治体の施設に入所中の世帯もいる	8月末に退所する世帯は元々5月末退所予定であったが来ず、9月末に退所する世帯は母親がフルタイム勤務でも転居先が未定 施設近隣が高家賃で入所後の転居先が決まらず困るため、入所を勧めにくい	保育所が足りないため、5階建の施設の1、2階を保育所、3、4階を施設にすることを検討している
江戸川	昭和45年建築だが、20世帯中18世帯が入所 2016年度より、都内からの広域入所を始めるとう入所希望者が増えた		仕事中に子どものお迎えや病児保育をしてもらえる施設の利点を活かし、准看護師の資格を取得した例がある
杉並	20世帯分の全室が満室 施設入所は福祉事務所が担当している	子どもの学校や保育所を变えないよう施設近隣で住宅を探しても、家賃が高く退所ができない	
港	DV避難の広域連携での送出しと受入れを行う 残りの入所理由は養育困難	施設近隣は物価が高く子育て環境としても心配なため、退所後は区外に転居するケースが多い	空き室を利用し、緊急一時保護と通常入所(2年間)の間の、約半年間の入所ができる →掃除などの日常生活を学ぶために短期集中で親子一緒に生活を訓練する →民間施設で実施可能かは不明 空き室を利用し、2週間~1ヶ月程度の長期のショートステイができる →育児疲れによるショートステイは1泊2日で子どもが小学6年生まで利用できるが、もう少し親子を休ませたい、子どもが新たな大人と接する機会もできる

の3つの項目に分けて示した。

施設の現状としては、施設は母子共に精神的に頼れる居場所であり、退所後も施設と繋がっている。施設退所後の住居は、子どもの学校等の事情を考えて施設から遠い地区を選ばないとすると、施設近隣は家賃が高いため民間賃貸住宅への転居が非常に難しい。その他については、子育てのノウハウを持った地域資源として施設を活用したいという意見が最も多く上がっている。ショートステイや産後ケアなど入所者でない母子世帯のための支援を、施設の空間を活用して行いたいという現場の考えがある。

4-6. ひとり親世帯の居住支援の課題

これまで結果から、今後の居住支援の課題について以下の4点が考えられる。

(1) 母子担当と住宅課の連携

母子担当は住宅に限らず生活全般の支援を扱っているものの、ひとり親に公営住宅の募集や住宅課の

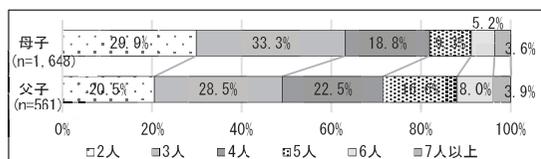


Fig. 8 Number of single parent households

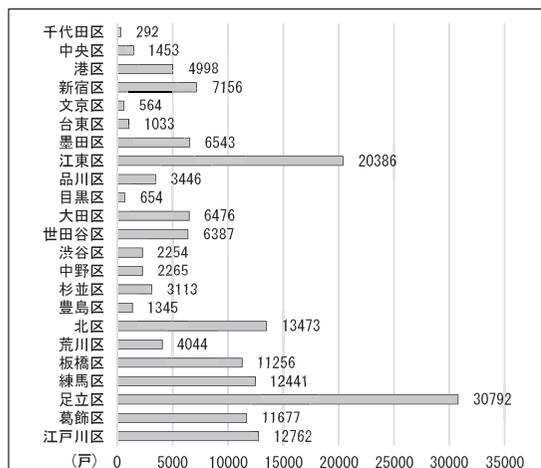


Fig. 9 Number of publicly-managed houses in 23 districts in Tokyo

施策を案内しており、居住支援の一翼を担う繋ぎ役になっている。また、前出の4-5 (1) で触れたが、民間賃貸住宅立ち退きの場合の家賃助成は実績の少なさから支援の効果が薄いと考えられる。この点は、住宅の担当と連携しながら施策の見直しを推進することが求められる。

(2) 母子2人世帯の都営住宅への応募

平成23年度全国母子世帯等調査結果報告によると、母子世帯の人数は3人世帯と2人世帯がそれぞれ約30%を占める (Fig. 8)。都営住宅の募集住戸には入居対象人数が決まっているため、3人以上の募集住戸が多ければ2人世帯はまず応募が難しい。東京区部の都営住宅管理戸数は偏りが大きい (Fig. 9)、2人世帯の当選には戸数の多い区や多摩地域を選択することが現時点での解決策と言わざるを得ない。

(3) 母親の就労の意識

住宅の確保には、母親が現実の生活状況に向き合い就労意欲を持てるように、丁寧に就労を支援することも重要と考えられる。

(4) 母子生活支援施設の空間活用

施設入所者以外への施設の活用のニーズが高まっていることが確認できた。DV被害者がいるため節度を持ち、地域の福祉施設として施設の空間を支援に繋ぐことが望まれる。活用には施設の運営を十分に検討することが重要になると推察される。

5. おわりに

東京都区部でひとり親世帯の支援を主に行う母子担当は、子育てまたは高齢者支援などの担当と同じ部署内に並ぶ体制にあるが、その支援体制による支援の連携に特徴は見られなかった。母子担当は子ども家庭支援センター、就労、生活困窮、住宅などの担当と共に、ひとり親世帯を様々な支援に繋げられるよう連携していることが認められた。ひとり親世帯の居住支援は、母親の就労意識とも関わりが深い。住宅課と綿密に連携し現行の施策の有効性を見直す必要がある。また、母子生活支援施設は、ひとり親世帯の居場所に活用すべき拠点として捉えられていることを確認できた。今後は1都3県の他の地域でも同調査を行い、居住支援の課題を明らかにしていきたい。

〔要 約〕

自治体のひとり親世帯の支援の連携体制と取組みから居住支援の課題を見出すことを目的に、東京都内10区にヒアリング調査を行った。その結果、ひとり親世帯の支援を主に担当する母子担当は立ち位置に関係なく庁内及び地域の関係機関と連携していることが認められた。居住支援には住宅担当との連携が今後さらに求められ、母子生活支援施設の活用も母子世帯に必要な場として捉えられていることを確認した。

謝 辞

本稿のヒアリング調査にご回答くださった各区の皆様及び豊島区居住支援協議会の皆様には、多大なご協力を賜りました。記して謝意を申し上げます。

参考文献

- 1) 厚生労働省：「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告（2012年9月7日報道発表）」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/, (2015年11月12日アクセス)
- 2) 内閣府：「平成27年版子供・若者白書（全体版）第1部子供・若者の状況-第3章成育環境-第3節子供の貧困」
http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h27honpen/pdf/b1_03_03.pdf, (2015年11月12日アクセス)
- 3) 国土交通省：「住宅セーフティネットのための居住支援協議会について」
<http://www.mlit.go.jp/common/000116315.pdf>, (2016年10月19日アクセス)
- 4) 国土交通省：「居住支援協議会の連絡先（平成28年4月27日時点）」
<http://www.mlit.go.jp/common/001129860.pdf>, (2015年10月18日アクセス)
- 5) 厚生労働省：雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「ひとり親家庭等の支援について（平成28年9月）」

- <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000100019.pdf>, (2015年10月26日アクセス)
- 6) 内閣府：子どもの貧困対策会議「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト資料1」
http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/k_4/pdf/s1.pdf, (2015年10月18日アクセス)
- 7) 厚生労働省：生活困窮者自立支援制度 制度紹介リーフレット
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>, (2015年10月18日アクセス)
- 8) 厚生労働省：社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室「生活困窮者自立支援制度について（平成27年7月）」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/2707seikatukonnkyuushajiritsusiennseidonituite.pdf>, (2015年10月18日アクセス)
- 9) 東京都保健福祉局：「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）第2章ひとり親家庭支援施策の具体的な展開（平成27年3月）」
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hitorioya_shien/hitorioyakeikaku/daisanki/3kikeikaku.files/03-2shou.pdf, (2015年10月21日アクセス)
- 10) 金指有里佳：2015年度修士論文「ひとり親世帯の居住の実態と今後の支援のあり方について」日本女子大学大学院家政学研究所（2016年3月）
- 11) 内閣府：「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（参考資料）」
http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/k_4/pdf/s3-1_1.pdf, (2015年10月18日アクセス)
- 12) 東京都足立区、豊島区、荒川区、新宿区、墨田区、渋谷区、目黒区、江戸川区、杉並区、港区の各HP
- 13) 東京都都市整備局：都営住宅団地一覧（平成27年3月31日現在）
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku_keiei/264-00toeidanchi.htm, (2015年10月18日アクセス)